

第3章
庁舎の整備方針

3-1. 庁舎の整備方針

草加市役所の庁舎については、以下のとおり整備・活用するものとします。

(1) 本庁舎・別館

昭和40年に完成した本庁舎・別館については、耐震診断の結果、建物の耐震性が基準値を大幅に下回り、耐震補強しようとする場合、鉄骨ブレース（補強する筋かい）を87箇所も設置しなければならず、これにより窓口スペースの閉塞、執務スペースや廊下の遮断などが数多く発生し、床面積も1割程度減少することが想定され、市民サービスの低下とともに、さらなる狭あい化を招きます。また、耐震診断と同時に行った建物調査においても、現行法規に適合していない箇所や建物や設備の老朽化など様々な課題を抱えており、耐震補強では根本的な解決に至らないため、新庁舎へ建て替えるものとします。

(2) 西棟

平成10年に完成した西棟については、耐震性に問題はないため、必要な間仕切や設備等の改修を行うことで、新庁舎と併せて活用していきます。また、本庁舎との連絡（渡り廊下）については、新庁舎建て替えと併せて整備するものとします。

(3) 第二庁舎

平成28年に完成した第二庁舎については、新庁舎や西棟と共に所属の再配置を検討することで、活用していきます。

(4) 公用車管理棟

平成8年に完成した公用車管理棟は、公用車を管理する所属を置く必要があるため、引き続き利用します。ただし、一部の事務室については、新庁舎や西棟又は第二庁舎への配置を検討します。

(5) 民間ビル

民間ビルに配置されている所属については、全て新庁舎や西棟又は第二庁舎に配置します。

3-2. 庁舎の機能分担

庁舎の窓口・執務室等については、次の基本的な考え方により分担・配置を行います。

(1) 本庁舎（新庁舎・西棟）

新庁舎		
窓口のない執務スペース等	上層階	
窓口のない執務スペース等 情報通信機能・非常用設備等 行政機能・防災機能等	中層階	西棟
		窓口のない執務スペース 会議室等
多くの市民が利用する窓口等 市民が利用できるスペース （ロビー・ギャラリー）	下層階	多くの市民が利用する窓口等

新庁舎の階数は未定であり、今後の設計において検討します。

に、多くの市民が利用する窓口等を配置します。

(2) 第二庁舎

5階	窓口のない執務スペース 会議室等
4階	
3階	
2階	
1階	

(3) 公用車管理棟

2階	窓口のない執務スペース等
1階	庶務課（車両係）

